

役場からのお知らせ

住民税務課

問い合わせ 住民税務課 国民健康保険係・医療年金係 まで

●医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました <高額医療・高額介護合算療養費制度>

- 各医療保険(国民健康保険・被用者保険・長寿医療制度(後期高齢者医療制度))における世帯で、1年間(毎年8月～7月末、今回に限り平成20年4月～平成21年7月末の16ヵ月間)にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

～このように負担が軽減されます～

<夫婦2人世帯の例>(ともに72歳・市町村民税非課税の場合)

- これまでは、例えば、1年間で、
医療保険で25万円、介護保険で25万円を支払い、
年間の負担が50万円であったものが、



- これからは、
年間50万円を支払った後、支給の申請をすると、
基準額：31万円(世帯員全員が市町村民税非課税の場合)を超えた金額(19万円)をお返し
することにより、
年間の負担が31万円にとどまります。



申請手続きについての留意点

- 支給の対象となる方には、12月頃にお知らせします。
お知らせが来た場合は、下記の窓口に申請してください。
- ただし、次に該当する方には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。
- ◆平成20年4月から平成21年7月末までの間に、
- ・市町村を越えて転居された方
 - ・他の医療保険から国民健康保険又は長寿医療制度に移られた方
- 社会保険などの被用者保険に加入している場合は、会社等の保険担当にお問い合わせください。
- 具体的な手続きやご不明な点については、下記までご相談ください。

八百津町役場住民税務課(内線2114・2115)